|  |  |
| --- | --- |
| 鉱業権消滅登録申請書 | 収入印紙消印しない |

　　　　年　　　月　　　日

　東北経済産業局長　　殿

捨印

住　所　〒　　　－

鉱業権者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　,

　下記のとおり登録を受けたいので、申請書副本及び印鑑証明書を添えて申請します。

記

１．鉱区所在地 　　　　県　　　　市・郡　　　　　　町・村

２．登録番号 　　　　県　試・採　掘権登録第　　　　　　　号

３．登録の目的 放棄による　試・採　掘権消滅の登録

４．登録免許税 金　　　　　　　円

【注意事項】

１．下線部分には所要事項を記載すること。（不要事項は消すこと。）

２．申請書は正副２通を提出すること。

３．印鑑証明書１通を提出すること。（証明の日から３ヶ月以内のもの）

４．共同鉱業権の場合には、全員が連署し、必ず「代表者」を表示するとともに、全員の印鑑証明書を各１通提出すること。

５．鉱業権に差押、仮差押、仮処分等の処分の制限の登録、または、仮登録、租鉱権その他利害関係のある第三者の権利に関する登録（抵当権を除く）がある場合には、その者の承諾書、または、それに対抗できる裁判の謄本を添付すること。

６．登録免許税は１鉱区につき 3,000円、ただし、砂鉱を目的とする鉱業権は１鉱区につき1,000円であるから、これに相当する収入印紙を貼付すること。

７．申請書を郵便で提出する場合には、必ず書留の取扱いとした第一種郵便物又は引受及び配達の記録がなされた信書便物とすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 採掘権設定による試掘権消滅登録申請書 | 収入印紙消印しない |

　　　　年　　　月　　　日

　東北経済産業局長　　殿

捨印

住　所　〒　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　,

　下記のとおり登録を受けたいので、申請書副本を添えて申請します。

記

１．鉱区所在地 　　　　県　　　　市・郡　　　　　　町・村

２． 　　　　県試掘権登録第　　　　　　　号

３．登録の目的 採掘権の設定による試掘権まっ消の登録

４．登録免許税 金　　　　　　　円

【注意事項】

１．下線部分には所要事項を記載すること。（不要事項は消すこと。）

２．申請書は正副２通を提出すること。

３．「登録の目的」は、採掘鉱区の増加、採掘鉱区の増加及び減少の場合は、「採掘権の変更」と記載すること。

４．試掘権に差押、仮差押、仮処分等の処分の制限の登録、または、仮登録、その他利害関係のある第三者の権利に関する登録がある場合には、その者の承諾書、または、それに対抗できる裁判の謄本を添付すること。

５．申請書は、採掘権の設定、または、採掘権の変更の「登録免許税納付書」と同時に提出すること。

６．登録免許税は１鉱区につき 1,000円であるから、これに相当する収入印紙を貼付すること。

７．申請書を郵便で提出する場合には、必ず書留の取扱いとした第一種郵便物又は引受及び配達の記録がなされた信書便物とすること。